平成２６年（フ）第２１６号
静岡県富士市大淵2990番地の19
債務者　石川富士雄
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２１７号
静岡県富士市大淵2990番地の19
債務者　石川　明美
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２７５号
兵庫県川西市東久代２丁目16番21―３号202、前住所兵庫県川西市久代１丁目10番58号
債務者　朝　將次郎
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２７７号
兵庫県伊丹市昆陽４丁目37番地４、前住所兵庫県伊丹市瑞穂町６丁目48番地３　サウンドグレースⅡ304号
債務者　宮崎　真美（旧姓中本）
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２７９号
奈良市平松２丁目23番７号
債務者　松岡　千加
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３０５号
奈良県桜井市大字谷29番地の７
債務者　江草　七重
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３３０号
奈良市あやめ池北１丁目５番47号　グレースコート203号
債務者　田中　満幸（旧姓堀込）
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第７７９号
広島県廿日市市河津原617番地10
債務者　向井　美香
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８１４号
広島県大竹市北栄１丁目３―205、住民票上の住所広島県大竹市小方１丁目10番25の304号　シティエース’89
債務者　竹下　浩二
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８７０号
広島市中区宝町４番６―303号　川崎ビル
債務者　眞﨑比奈子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３０号
大分市大手町３丁目２番２号フォブール大手町705
債務者　本田　真美
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３７６号
鹿児島県鹿児島市南郡元町24番22号
債務者　中村　光子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５８号
長野県伊那市西春近8556番地
債務者　酒井　昭子
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第６０号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪12041番地12
債務者　浅川　　健
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第３２２号
大分市新貝１―27　プリーザントマキ、住民票上の住所大分県別府市浜脇１丁目７番28号
債務者　渡邉　友之
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４８号
兵庫県宍粟市山崎町木谷90番地
債務者　藤岡日加里
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第１４５号
長崎県佐世保市船越町489番地１、前住所長崎県佐世保市赤崎町198番地１
債務者　黒田孝次郎
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係